

平成21年3月31日

株主各位

更生会社 トミヤアパレル株式会社
管財人 佐藤 順 哉

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、トミヤアパレル株式会社（以下「更生会社」という。）は、平成21年3月31日、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定を受け、当職が管財人に選任されました（決定要旨は下記のとおりです。）。今後は、当職が更生会社の財産調査及び更生計画の策定を行っていくこととなります。

当職等のこれまでの調査によれば、更生会社は、平成20年12月31日時点において既に債務超過の状態にあるものと解され、今後行われる債権調査及び財産評定手続を経ても、誠に遺憾ながら、株主の皆様には会社更生手続における議決権が認められないことが予想されますので、その旨ご理解くださいますようあらかじめお願い申し上げます（なお、その場合には以後の手続についてのご連絡も差し控えさせていただくのが一般ですので、あわせてご理解賜りますようお願いいたします。）。

今後は、管財人団及び更生会社の全従業員が一丸となって、更生会社の再建を果たせるよう鋭意努力する所存ですので、何卒、弊社の更生手続にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 更生手続開始決定の主文 トミヤアパレル株式会社について更生手続を開始する。
- 2 管財人の氏名 佐藤 順 哉
- 3 管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間
平成21年5月20日
- 4 更生債権等の届出をすべき期間 平成21年6月1日まで
- 5 更生債権等の調査をするための期間
平成21年9月16日から同月29日まで